

更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表七(二) 平二十四・四・一以後終了事業年度分

更生欠損金の損金算入に関する明細

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	欠損金額の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	8	円
	私財提供を受けた金銭の額	2			欠損金額及び災害損失金の額(25の計)又は(別表七(一)「3」の計)	9	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3			差引欠損金額(8) - (9)	10	
	資産の評価益の総額	4			当期控除額((7)と(8)のうち少ない金額)又は((7)と(10)のうち少ない金額)	11	
	資産の評価損の総額	5			欠損金額からないものとする金額(11) - (10)(マイナスの場合は0)	12	
	純評価益の額(4) - (5)(マイナスの場合は0)	6					
	計(1) + (2) + (3) + (6)	7					

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	13	円	欠損金額の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	19	円
	私財提供を受けた金銭の額	14			欠損金額及び災害損失金の額(25の計)又は(別表七(一)「3」の計)	20	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	15			差引欠損金額(19) - (20)	21	
	資産の評価益の総額(別表十四(一)「13」)	16			所得金額差引計(別表四「39の①」)	22	
	資産の評価損の総額(別表十四(一)「24」)	17			当期控除額((18)、(19)と(22)のうち少ない金額)又は((18)、(21)と(22)のうち少ない金額)	23	
	計(13) + (14) + (15) + (16) - (17)	18			欠損金額からないものとする金額(23) - (21)(マイナスの場合は0)	24	

控除未済欠損金額の調整

発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額	欠損金額からないものとする金額 〔当該発生事業年度の(25)と((12)又は(24)) - 当該発生事業年度前の(26)の合計額のうち少ない金額〕		差引控除未済欠損金額(25) - (26)
	25	26	27	
・	円	円	円	
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
計				

別表七（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第59条第1項若しくは第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は平成23年12月改正前の法第59条第1項若しくは第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）《会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額8」又は「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額19」の各欄には、当期の別表五(一)の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」に記載されるべき金額がマイナス（△）である場合のその金額を記載します。
- 3 「欠損金及び災害損失金の額（25の計）又は（別表七(一)「3」の計）9」及び「欠損金及び災害損失金の額（25の計）又は（別表七(一)「3」の計）20」の各欄は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は（別表七(一)「3」の計）」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「（25の計）又は」を消します。
- 4 「当期控除額（(7)と(8)のうち少ない金額）又は（(7)と(10)のうち少ない金額）11」は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は（(7)と(10)のうち少ない金額）」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「（(7)と(8)のうち少ない金額）又は」を消します。この場合において、同日前に開始した事業年度にあつては、「欠損金額からしないものとする金額12」及び「控除未済欠損金額の調整」の各欄は、記載を要しません。
- 5 「当期控除額(18)、(19)と(22)のうち少ない金額）又は（(18)、(21)と(22)のうち少ない金額）23」は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は(18)、(21)と(22)のうち少ない金額）」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「(18)、(19)と(22)のうち少ない金額）又は」を消します。この場合において、同日前に開始した事業年度にあつては、「欠損金額からしないものとする金額24」及び「控除未済欠損金額の調整」の各欄は、記載を要しません。
- 6 「調整前の控除未済欠損金額25」は、次によります。
 - (1) 当該事業年度が法第57条第2項若しくは第4項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は第58条第2項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。
 - (2) 当該事業年度が法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（(1)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。
 - (3) 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第9項又は第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しません。